

# ワシントン条約附属書 I に掲げる鯨等の取扱いについて

輸出注意事項 2019 第 34 号・輸入注意事項 2019 第 79 号  
(令和元年 7 月 26 日)

最終改正:令和 5 年 9 月 1 日付け・輸出注意事項 2023 第 14 号・輸入注意事項 2023 第 15 号

ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書 I に掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 70 度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書 II に該当するものとして取り扱いますので、当該種の輸入については、輸入公表三の 7 又は三の 8 に規定する手続の対象となります。

また、輸入公表三の 8 に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。

貨物名	関税率表の番号等				
ワシントン条約附属書 I に掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経 0 度から東経 70 度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品	0106・12	0208・40	0210・92	0506・90	1504・30
	1521・90	16・01	1602・10	1602・20	1602・31
	1602・32	1602・39	1602・41	1602・42	1602・49
	1602・50	1602・90	2301・10	23・09	